

認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、認知症の人にやさしい地域づくりを推進するため、認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業を実施する認知症疾患医療センター等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業」とは、認知症疾患医療センター又は認知症高齢者グループホームが実施する、次に掲げる事業をいう。
- ア 認知症の早期発見、早期対応のため、認知症疾患医療センターの認知症看護認定看護師等や、認知症高齢者グループホームの介護職員等の専門職が地域に出向いて行う相談事業
- イ 認知症の人の状態に応じた適時・適切なサービス提供のため、認知症サポート医リーダーや、認知症介護指導者等と連携して実施する、認知症に関わる専門職の連携強化事業
- (2) この要綱において「認知症疾患医療センター」とは、認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（「認知症施策等総合支援事業の実施について（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）」に基づき、県又は指定都市が指定した医療機関をいう。
- (3) この要綱において「認知症高齢者グループホーム」とは、介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居をいう。
- (4) この要綱において「認知症看護認定看護師等」とは、公益社団法人日本看護協会が行う認知症看護に係る認定看護師認定審査に合格した者又は認知症医療や介護に精通し、認知症疾患医療センターが必要と認める者をいう。
- (5) この要綱において「認知症サポート医リーダー等」とは、認知症地域医療支援事業実施要綱（認知症地域医療支援事業の実施について（平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知））に規定する認知症サポート医養成研修を受講し、かつ、県が実施する認知症サポート医リーダー養成研修を受講した者又は認知症医療や介護に精通し、認知症疾患医療センターが必要と認める者をいう。
- (6) この要綱において「認知症介護指導者」とは、認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定する認知症介護指導者養成研修を受講した者をいう。

第3 補助の対象及び補助額

- (1) 補助の対象

認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業の実施に必要な賃金、報酬、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び広告料）、使用料及び賃借料並びに委託料（実施に必要な委託に係るものに限る。）

(2) 補助額

(1)に掲げる経費の10分の10以内とし、以下に定める額を限度とする。

病院 2,900 千円

診療所 1,150 千円

認知症高齢者グループホーム 1,150 千円

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 補助金所要額調書（様式第2号）

ウ 事業計画書（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容を変更（事業量の20パーセント未満の変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（各費目の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳

簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更補助金所要額調書（様式第2号）
- ウ 変更事業計画書（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 補助金精算書（様式第7号）
- ウ 事業実績書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)より減額したものについては、その金額が減じた額

を上回る部分の金額) を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入額控除税額が0円の場合を含む）には、その金額 ((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの要綱の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地
名 称
代表者 氏名

年度において認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業を実施したいので、
補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

(注) 法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

**認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費補助金
所要額調書（変更補助金所要額調書）**

対象経費 支出予定額	県費補助 所要額	備考
円	円	

(注) 変更補助金所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

(内訳)

種目	対象経費支出予定額		
	員数	単価	金額
事業費		円	円
賃金			
報酬			
社会保険料等			
報償費			
旅費			
需用費			
消耗品費			
会議費			
印刷製本費			
役務費			
通信運搬費			
広告料			
使用料及び賃借料			
委託料			
計			

(注) 既存の会議を活用する場合の経費については、議事に当該事業の内容が含まれていることを確認できるものに限る。

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 相談事業

区分	実施日	内容	場所	相談人数
計				

（注）実施日毎に記載すること。

区分の欄には、個別訪問、集合相談のいずれかを記載すること。

2 連携強化事業

実施日	内容	参加機関	場所	参加人数
計				

（注）実施日毎に記載すること。

様式第4号（用紙　日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

科 目	予 算 額 (決 算 額)	備 考
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額 (決 算 額)	備 考
	円	
計		

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の収支予算を上段に括弧書きし、変更後の収支予算を下段に記載すること。

様式第5号（用紙　日本産業規格A4縦型）

計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(注) 法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙　日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙　日本産業規格A4縦型）

認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費補助金精算書

対象経費 支出予定額	県費補助 所要額	県費補助金 交付決定額	備考
円	円	円	

(内訳)

種目	対象経費支出額		
	員数	単価	金額
事業費		円	円
賃金			
報酬			
社会保険料等			
報償費			
旅費			
需用費			
消耗品費			
会議費			
印刷製本費			
役務費			
通信運搬費			
広告料			
使用料及び賃借料			
委託料			
計			

(注) 既存の会議を活用する場合の経費については、議事に当該事業の内容が含まれていることを確認できるものに限る。

様式第8号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請求書

金　　円

ただし、　　年　月　日付け　第　号により補助金の交付の確定（決定）を受けた認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　月　日

静岡県知事　氏　　名　様

所在地
名　称
代表者　氏　　名

（注）　法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第9号（用紙　日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額

(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円

5 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(注) 法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名